

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.6-12)

件名	サブドレンの保守作業時における皮膚の汚染	
事象の概要	(1) 発生場所: 機器 (2) 発生の状況 (3) 概要 サブドレンの内部確認作業において、汚染したグリースが作業員の作業服に付着し、右ひざの皮膚が汚染(作業エリア外のサーベイメータ等で検知) * 他の建屋も含め同種の作業においても、同様な汚染の発生が予想される。	
事象による影響	(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 低レベル廃液処理建屋換気設備が稼働している室内での事象であり、また、サーベイメータ等で汚染検出時には除染を行うので、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。 (2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 作業員の汚染であり、サーベイメータ等で汚染を検知し、定められた手順で除染を行うため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。 (3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 作業員については異常被ばくがないこと、右ひざ以外に身体汚染がないことを確認し、万一身体汚染等が認められた場合は、直ちに汚染を除去することによって作業員への安全を確保するため、作業員への影響は生じない。 (4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 作業員の汚染であり、他作業への影響は生じない。	
対応の概要	(1) 汚染の除去を行うとともに、ウランの体内への取り込みがないことを確認する。 (2) 作業員の移動経路等の汚染の有無を確認する。 (3) 汚染があれば、汚染した区域の除染を行う。 (4) 除染後、再度放射能測定を行い、保守作業を再開する。	
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)	
対応区分	(a) 運転継続しながら復旧 (b) 運転系統を切り替えて復旧 (c) 当該機器を停止して復旧 (d) 当該設備を停止して復旧 (e) 影響範囲の設備を停止	国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: レベル0以下 放射能物質の外部放出 (レベル2以下は工場外への影響はない) 放射能物質による汚染、被ばく等 (工場内への影響) 運転制限範囲からの逸脱等 (多重防護の劣化)

本事象は当該機器停止時の保守作業中に発生したものであるため対応区分該当なし。

事象概要

